

重要

平成28年1月

各種講習等の受講支援顕彰制度について(要綱)

(公社)広島県労働基準協会
府中支部・福山支部
福山労働基準監督署

1. 趣旨

(公社)広島県労働基準協会福山支部・府中支部は、事業計画に基づき労働安全衛生法等の関係労働法令に基づく技能講習、特別教育等を実施するとともに、自主的な安全衛生説明会・労務関係講習会等の開催により、会員の労務、安全衛生管理を支援しており、事業目的に沿った一定の成果が認められるところです。

しかし、昨今、企業や労働者を取り巻く環境は厳しいことなどから、受講者数が減少傾向にあります。また、福山労働基準監督署からは、労働基準協会に対して、会員企業の労務、安全衛生等の自主的な活動について一層の取組みを要望されています。

そこで、平成23年度より現在労働基準協会が開催している各種講習会、説明会、研究会等に参加した者に対して、それぞれの講習等の受講証明書を発行するとともに、各種講習会、説明会、研究会等を受講した者や事業場が一定の基準に該当する場合に顕彰するシステム(2年ごとに顕彰状を発行)を構築して、中小規模の事業場を中心とした事業場のさらなる労務、安全衛生の自主的な活動を支援することにしました。

2. 実施主体

この制度の実施主体は(公社)広島県労働基準協会 府中支部・福山支部とする。
福山労働基準監督署がこの制度の取組みを後援する。

3. 制度の概要

(1) 指定する説明会・講習会等

全国安全週間説明会

全国労働衛生週間説明会

ゼロ災研究会

ゴールデン顕彰必須講習(重複可)

労務管理講習会

労災実務講習会

(2) 制度の内容

(ア) それぞれの講習等の受講証明証

対象とする講習等を受講した場合、それぞれの講習等の受講証(無記名式のカード)を原則当日に発行します。(受講証の有効期限は当該2年間)

(イ) ゴールデン顕彰「労務、安全・衛生講習等5講習を受講達成」

対象期間の2年間に必須講習3つを含む5つの講習等を受講した場合、事業場からの申請に応じて、ゴールデン顕彰(記名式の書面)を当該2年間の年度末に発行します。

(ウ) シルバー顕彰「労務、安全・衛生講習等3講習を受講達成」

対象期間の2年間に5つの講習等のうちいずれか3つの講習等を受講した場合、事業場の申請に応じてシルバー顕彰(記名式の書面)を当該2年間の年度末に発行します。

顕彰申請票はこちら